

東日本大震災 復興加速化のための第7次提言(概要)

～「復興・創生」に向けて一層の加速化を～

はじめに

- 東日本大震災から7年4ヵ月が経過し、復興・創生期間も折り返し地点を迎えつつある。これまでの提言とそれを受けた政府や自治体など関係者が、民間の協力も得ながら対応してきたことにより、困難な課題の多くは、すでに復興の軌道に乗り、着実に進捗。
- 地震・津波被災地域では、生活インフラの復旧はほぼ終了し、住まいの再建に関する事業も来年の春にはほぼ完了するなど、復興は着実に進捗しており、甚大な被害を受けた地域においても復興の「総仕上げ」の段階に向かって進んでいる。
- 福島原子力事故災害被災地域では、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除されるなど、本格的な復興・再生に向けたスタートを切っている。帰還困難区域についても、特定復興再生拠点の整備計画の策定を予定していた全ての町村の拠点整備計画を認定し、避難指示解除に向けた大きな第一歩を踏み出した。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するとの決意の下、着実かつ段階的に整備に取り組む必要がある。
- 一人ひとりの「心の復興」と自らの人生設計を描くことのできる「自立」を目指し、「オール・ジャパン体制」で総力を挙げて取り組み、被災者と被災地の希望の光の輝きを大きくしていく。
- 自由民主党と公明党は、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現の道筋について提言。

I. 原子力事故災害被災地域の復興・再生

1 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水処理の安全かつ着実な実施

(1) リスク低減

- 汚染水発生量のさらなる低減に向け、建屋の屋根破損部の補修・止水や建屋周辺の舗装など、雨水対策を確実に実施。
- 国、東京電力は、タンク内で貯蔵している多核種除去設備（ALPS）等による処理水の取扱いについて、タンクの安全管理を徹底しつつ、専門家の意見や諸外国の処分事例なども踏まえて、問題を先送りせず、関係者の理解を丁寧に進め、遅滞なく解決策を見いだすこと。また、その処分に伴って生じ得る風評について、対策を徹底的に行うこと。

(2) 中長期廃炉体制の強化

- 燃料デブリ取り出しに向けて、国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は密接に連携・意思疎通を図りながら、確実な取組みを進めていくこと。
- 国は、適切な工程管理や技術的難易度の高い研究開発への支援を継続し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、実効性のある方針・工程の策定に関する技術的検討を加速すること。
- 東京電力によるプロジェクト・マネジメント機能の強化。
- 関係機関が連携し、廃炉を担う人材を育成すること。

(3) 双方向コミュニケーションによる信頼関係強化

- 国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、既存のコミュニケーションツールにとどまらず、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化に努めること。

2 帰還促進・生活再建支援と特定復興再生拠点の整備

(1) 解除した地域の帰還促進・広域的な観点を踏まえたまちづくりの推進

- 避難指示解除地域の自立的な復興に向けて、復興・創生期間内に残された課題を最大限解決すべく、全力を挙げて集中的な対策に取り組む。その際、国は、自治体が復興・創生期間を越えて継続する事業にスムーズに着手できるよう、必要な支援を行うこと。
- とくに避難指示解除後間もない地域に重点をおいて、魅力あるまちづくりやコミュニティづくり、雇用の創出、医療・介護提供体制の確保、教育・保育環境や買い物環境の整備等を進めること。
- 将来の維持管理費負担も見越した公共施設の整備、公共サービスの提供、鳥獣対策、防犯・防災等の課題に関し、広域的な観点を踏まえた取組み。
- 官民合同チームのまちづくり専門家やまちづくり会社、地域おこし協力隊等、自治体外部の人材・知見の積極的な活用。
- 福島県への来訪、学び直しや転職などを契機として復興に関心を持つ外部人材を全国から積極的に呼び込み、福島復興を支える担い手を確保すること。

(2) 特定復興再生拠点等の整備・避難指示解除

- 一部残る避難指示解除準備区域および居住制限区域については、住民の準備宿泊の開始や役場庁舎、産業団地の整備などが始まっており、避難指示解除に向けた環境整備が進められている。こうした状況や常磐線の運行再開、交流施設の整備等も踏まえて、遅くとも2019年度末までに避難指示を解除し、住民の

方々の帰還を可能にしていけるよう、必要なフォローアップ除染を実施するとともに、インフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組むこと。

- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、まずは6町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、帰還環境整備を進めるとともに、避難指示解除の実現に向けた道筋を提示すること。
- その際、特定復興再生拠点区域への立入規制の緩和や、住民の被ばく線量低減に向けた放射線防護、リスクコミュニケーションのあり方について検討。

(3) 被災者の生活再建支援

- 被災者の生活実態を踏まえ、発災から7年が経過し個別化・複雑化する課題に対応するべく、生活再建支援体制を再構築。
- 支援機関間の有機的な連携を可能とするために必要な支援情報等の共有を図るとともに、共有に際し課題となる個人情報扱いを整理。
- 仮設住宅の集約・解消を進め、恒久住宅への移行に向けた取組みを推進。
- 避難先での生活を希望される県外避難者が公営住宅に入居できるよう、避難先自治体に対し入居の円滑化を働きかけること。
- 自治体職員等が心のケアセンターと連携しながら心のケアが必要な被災者を支援できるようセンターによる支援等を引き続き行うこと。また、スクールカウンセラーを中心に、再開した学校等に通う子どもの心のケアに取り組むこと。

3 産業の自律的な発展に向けた基盤づくり

(1) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした新たな産業集積の加速化

- 浜通り地域等において、進出企業と地元企業の連携による産業集積を形成し、この新たな産業集積の動きを点から面に広げていくとともに、これを地元人材が支えることにより、持続的・自律的な産業発展を実現するための環境整備に取り組むこと。
- 企業誘致支援策について、研究開発から企業立地までを一貫して支援できるよう取り組むとともに、福島イノベーション・コースト構想推進機構を中心に、国、県、市町村が一体となって広域的に企業誘致を行う体制を構築すること。
- 官民合同チームと福島イノベーション・コースト構想推進機構が緊密に連携し、公設試験研究機関等も活用しつつ、地元企業の経営力・技術力の強化を支援するとともに、進出企業と地元企業のマッチングを進めること。

- とくに、ロボット、ドローン、廃炉、新エネルギー、農林水産の分野については、以下の方向性で取組みを進めること。
 - ・ ロボット、ドローン分野では、福島ロボットテストフィールドを活用して企業を呼び込むとともに、地元企業の参画を促進。
 - ・ 廃炉分野では、地元企業が参入出来る見通しを立てられるような方策を検討するとともに、地元企業の参画や企業の呼び込みを促進。
 - ・ 新エネルギー分野では、スマートコミュニティの構築も含め福島新エネ社会構想を着実に進め、水素の福島県内外での利活用の方策を検討するとともに、太陽光、風力、蓄電池等の関連産業に、地元企業の参画や企業の呼び込みを促進し、福島の再生可能エネルギーの産業拠点化を推進。
 - ・ 農林水産分野では、ロボットトラクターなど先端技術の開発・普及や農地所有適格法人の参入を進めることで、成長産業化を推進。
- 低炭素化や資源循環にも着目したまちづくりや、自然資源の活用などを通じて、地域活性化や産業創生などの取組みを推進。

(2) 産業集積を支える人材の育成

- 持続的な地域の産業人材の輩出に向けて、県や市町村と連携して特色ある教育プログラムの実施等を支援。
- 浜通り地域等における大学等による教育研究活動の定着に向けた、地域と連携した大学の活動への支援や大学間・研究者間のネットワークづくり等の強化。

(3) 事業・農林漁業の再建

- 官民合同チームの個別訪問を通じて、引き続き事業者・農業者に対するきめ細かな支援を実施。再開に至らない被災者についても、官民合同チームと関係機関が連携して、就労支援などによる生活設計の立て直しを支援。加えて、農業分野については、地域農業の将来像の策定や6次産業化を強力に支援。
- 東京電力は、福島相双復興官民合同チームによる取組みに対して、継続的な人的・資金的貢献を行うこと。
- インフラ整備や風評払拭に向けた取組みも含め、早期の営農再開と作付面積の拡大に向けて総合的に支援。
- 第三者認証GAPの取得促進等、福島県産農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓に向け、民間企業の協力も得つつ、引き続き生産・流通・販売の各段階における取組みを推進。
- 森林・林業の再生に向けて、里山再生モデル事業を着実に実施するとともに、その成果を的確な対策の実施に反映。

- 漁業については、本格的な操業再開に向けた支援に取り組む。

4 風評払拭・リスクコミュニケーション等の推進

- 福島県のみならず被災地全体の農林水産物等における風評の払拭に向けて、政府一体となって取り組むこと。
- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、関係府省庁において、工夫を凝らした情報発信を実施。
- メディアミックスによる全国向けの情報発信や、放射線副読本の改訂とそれにあわせた学校現場での普及への取組みを通じて、放射線に関する正しい知識を発信。
- 国が実施する福島県産農産物等流通実態調査事業の継続的な実施と、結果に基づく的確な指導等。
- 損害がある限り賠償するという政府方針の下、引き続き適切な賠償が行われるよう、東京電力に対して指導を行うこと。
- 直近では、EUやロシア、トルコやアラブ首長国連邦等が輸入規制を緩和・撤廃。引き続き、諸外国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に向けた取組みを推進するとともに、販路の拡大に向けた様々な取組みを支援。
- インバウンドの誘客、教育旅行の誘致、ホープツーリズムの推進など福島県への観光客の誘客を推進。
- 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリングを継続するとともに、モニタリングポストの配置の見直しに当たっては、地元への丁寧な説明に努め理解を得ること。
- 福島県民健康調査の継続や、相談員支援センターを中心とした相談対応など、放射線不安へのきめ細かな対応。
- 風化への対応として、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を国や世代を越えて継承・共有していくためのアーカイブ拠点施設について、引き続き国は支援・協力すること。

5 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

- 中間貯蔵施設事業については、予定地の過半について土地取得が終了するとともに、昨年10月より除去土壌の貯蔵が開始されるなど、着実に進捗。今年度以降は搬入量をさらに拡大し2020年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすこと。
- 政府一体となって除去土壌等の減容技術の開発や再生利用実証事業を進め、

これらの成果を活用し、中間貯蔵や県外最終処分の対象となる除去土壌の量の低減を図る。

- 福島県内の指定廃棄物の処理については、昨年11月に既存の管理型処分場への特定廃棄物等の搬入を開始。引き続き安全・安心に万全を期しつつ搬入を進める。
- 福島県以外の指定廃棄物については、一定の進展も見られるが、最終処分の見通しは立っていない状況。引き続き各県の状況に応じた取組みを進める必要。

6 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉

- 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に向けて、東京電力は廃炉の具体的な進め方に関する検討を加速していくこと。その際、福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせないようにすること。
- 廃炉を契機に、国、県、市町村が一体となって、中長期的な視点で広域的な地域再生・産業発展に向けた構想を今後検討し、福島新エネ社会構想の着実な推進も含め、必要な環境整備を進めていくこと。また、東京電力は、廃炉産業の集積など、地域の復興にこれまで以上に主体的に取り組むこと。

II. 地震・津波被災地域の早期復興完了および共通課題

1 被災者支援

- 岩手県・宮城県を中心とした地震・津波被災地域における応急仮設住宅については、2020年度末までに全て解消することを目指し、住まいの確保への支援に注力。
- 個々の被災者の生活再建のステージに応じて切れ目なく支援すること。とくに恒久住宅への移転を進めていく上で、被災者が安心して生活できるよう、心のケアやコミュニティ形成などに取り組むこと。
- 見守りや心のケアなど、過去の大規模災害の例から、円滑な完了に向けて、なお必要と見込まれる行政サービスについては、今後の支援のあり方の具体化のため、地域の実情をきめ細かく把握すること。

2 被災地の復旧・復興に向けたインフラ整備の加速化

- 住まいとまちの復興、交通・物流網、農林水産基盤等の整備について、復興・創生期間中の完了を目指し、国、県、市町村一体となって取り組む。
- 国による個別地区の課題把握、市町村等への解決策の提案等の取組みの強化による進捗管理の徹底。
- 復興道路・復興支援道路の一日も早い全線開通の実現。

3 産業・なりわいの再生と復興まちづくりによるにぎわいの創造

- 宅地の造成等のハードの完成をゴールとせず、宅地造成後のまちのにぎわいの創出に向け土地利用の促進に向けた市町村の取組みを支援。
- 防災集団移転促進事業の移転元地について、自治体による有効利用に向けた取組みを促す。
- 仮設施設から本施設への移行や新たな企業の呼び込み、ハンズオン支援等による産業復興の加速と事業者の自立。
- 被災地域の主要産業である水産加工業の販路開拓や人材育成。
- インバウンドの呼び込み等による東北の観光復興。ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を活用しながら被災地等に人を呼び込むための官民挙げた取組み。
- 若者や専門人材の被災地への呼び込みや企業の人材獲得力向上への支援など、被災地産業の人手不足の解消に資する取組み。
- 単なる原状復帰にとどまらない、交流人口の拡大にもつながるような、活力と魅力あふれる地域の創造を目指し、多様な主体の協力を得ながら、被災地の自立につながるきめ細かな支援を実施することにより、地方創生のモデルとなるような復興を実現する「新しい東北」の姿を創造すること。

4 被災自治体における人手不足への対応

- 被災自治体への応援職員の確保、被災自治体における採用・人材育成。

5 情報発信の強化

- 正しい情報発信の取組みを徹底し、「風化」と「風評」に立ち向かう。
- ラグビーワールドカップ2019の岩手県釜石市での開催や「復興五輪」と位置づけられている2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における被災地での競技開催や聖火リレー、被災地産の食材・資材の活用等の取組みを通じて世界中の人々に目覚ましい復興の姿を発信。

むすび

- 地震・津波被災地域においては、復興・創生期間が終わる 2020 年度には復興を成し遂げるとの強い覚悟の下、精力的に取り組んでいかなければならない。これが東北地方の新たな発展の基盤として花開いていくことを目標としたい。
- 継続中のインフラ整備事業については、工事実施箇所ごとに進捗を丁寧に管理し、2020 年度までの完工を目指して全力を尽くす。ソフト施策についても原則 2020 年度末で円滑に完了するよう環境整備に取り組む必要。その際、見守りや心のケアなど、過去の大規模災害の例から、円滑な完了に向けて、なお必要と見込まれる行政サービスについては、今後の支援のあり方の具体化のため、地域の実情をきめ細かく把握。
- 福島原子力事故災害被災地域では、地域ごとにばらつきはあるものの復興・再生の動きは着実に進んでいる。復興・創生期間内にできることは全て行うとの方針で取り組む。一方、復興・再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組んでいくことが不可欠。特定復興再生拠点区域外については、拠点の整備の進捗状況等を踏まえて、今後、対応を検討していく。国は、自治体が復興・創生期間を越えて継続する事業にスムーズに着手できるよう必要な支援を行う。
- 国は、県、市町村と密接に連携して事業の進捗状況を的確に把握することにより、復興・創生期間内に効果的に復興事業を加速化するとともに、復興・創生期間後に残る課題についても整理し、対応していくことが必要。
- これらの復興・創生期間後に残る課題に対応するための体制および必要な事業の確実な実施について、検討を始めるべき時期を迎えている。その際、東日本大震災やその後の大災害で得た教訓や蓄積されたノウハウを継承し、これまで累次の提言で主張しているとおり、南海トラフ地震や首都直下地震も見据えた防災対策に責任を持てる危機管理体制についてもあわせて早急に検討すべきである。今般の相次ぐ豪雨災害等を見るに、まさに喫緊の課題と考える。今後、われわれも議論を進めて、政府に申し入れる。